

2 吹福障第 674-5 号
令和 3 年 2 月 9 日
(2021 年)

居宅介護事業者
計画相談支援事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて(通知)

日頃から、本市障がい福祉施策の推進および新型コロナウイルス感染症拡大防止に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、本市における取扱いは、2 吹福障第 674-4 号(令和 2 年 7 月 30 日付)で通知しているところですが、同一内容を再度お知らせするとともに、Q&A を発出いたしますので参考としてください。

記

1 取扱いについて

「利用者の生活状況等(家族等の介護等)を踏まえたうえでサービス提供が必要と事業所において判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したのものとして取り扱って差し支えない」としていた臨時的な運用については、当面の間、延長します。

ただし、事業所のサービス提供体制や利用者の意向等を踏まえ、引き続き居宅支援が必要であると判断され、その可否について本市が必要と判断した場合に認められるものであり、居宅支援を検討される際には、あらかじめ本市へ御相談ください。

なお、この臨時的な運用を終了する際には、改めてお知らせします。

2 臨時的運用の延長期間

当面の間とします。

3 その他

各事業所においては引き続き感染予防の徹底に努めていただくとともに、利用者の意向や生活状況等を踏まえた障がい福祉サービスの提供維持に努めていただくようお願いいたします。

問合せ先 吹田市福祉部障がい福祉室 基幹担当 TEL 06-6384-1348 支給管理担当 TEL 06-6384-1346
--

新型コロナウイルス感染症に係る移動支援 Q&A

【問1】移動支援を居宅支援に切り替えた場合、家事援助の支給決定がなくても、ヘルパーが単独で買い物の代行や薬の受け取り等を行うことは可能か。

【答え】移動支援における居宅支援の切り替えでは認められない。

事前に相談の上、市が必要と認めた場合については、臨時的に居宅介護等の支給決定を行い、サービスを提供することは可能である。

この場合の申請書やサービス等利用計画は、サービス提供後の提出でも認められる。

◆参考「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い第7報」(令和2年5月27日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡抜粋)

【問14】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの柔軟な取扱いとして、同行援護等について、ヘルパーが単独で買い物の代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とできるか。

【答え】買い物の代行や薬の受け取りの代行等は居宅介護の家事援助サービスで可能であるが、居宅介護の支給決定を受けていない利用者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービスや買い物代行等他の手段では代替的できない場合は、報酬の対象とすることも可能である。

【問2】移動支援からの切り替えで家事援助を行った場合、既に決定されている家事援助の決定時間数を超過しても差し支えないか。

【答え】【問1】に準じ、市が必要と判断した場合に限り、臨時的に時間数が超過することは認められる。

【問3】行動援護の支給決定がある事例において、感染予防の観点から外出を控え、居宅支援へ切り替えると判断した際、行動援護を行ったものとして請求しても差し支えないか。

【答え】行動援護を居宅支援へ切り替えることは認められない。よって請求は認められない。事前に相談の上、市が必要と認め、移動支援の支給決定がある場合は、居宅支援へ切り替えたものとして取扱い、請求することが可能である。

【問4】【問3】で、移動支援の支給決定がない場合は、どうしたらよいか。

【答え】市が必要と判断した場合に限り、臨時的に移動支援の決定を行うことができる。

【問5】【問3】で、居宅支援へ切り替えた場合、既に決定されている移動支援の決定時間数を超過しても差し支えないか。

【答え】市が必要と判断した場合に限り、臨時的に時間数が超過することは認められる。

【問6】移動支援において、外出同行を2時間、その後帰宅して居宅支援を2時間、再度外出同行を2時間でサービス提供することは認められるか。

【答え】一連のサービス提供時間内において、屋外と居宅内で支援場所を移動しても差し支えない。しかし、居宅支援の切り替えについては、その必要性を鑑みた上で、事前に相談すること。

【問7】行動援護において、外出同行を2時間、その後帰宅して居宅支援を2時間、再度外出同行を2時間でサービス提供することは認められるか。

【答え】【問3】に準じ、行動援護を居宅支援へ切り替えることは認められないため、移動支援を居宅支援へ切り替えるよう検討する。その際の切り替えについては、その必要性を鑑みた上で、事前に相談すること。

この場合の居宅支援前後に行った、外出同行については、行動援護によるサービス提供として請求しても差し支えない。